

(注) 以下は、事業主の皆様にご政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点（8/17現在）での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたこと等を踏まえ、9月末までとされている現在の助成内容を11月末まで継続することとする予定です。

(1) 「雇用調整助成金」について

雇用調整助成金等の特例措置は5月～11月は縮減され、1日当たりの上限額が13,500円（4月までは同15,000円）となります。また、中小企業で解雇等を行わなかった場合の助成率は9/10（4月までは10/10）となります。

なお、まん延防止等重点措置実施地域において、知事の要請による営業時間短縮等に協力する事業主は、特例措置が実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用されます。

また、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の事業主は4月まで適用されていた特例措置が11月まで引き続き適用されます。

(2) 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請対象期間が11月まで延長されます。なお、1日当たりの上限額は9,900円（4月までは11,000円）となります。

なお、まん延防止等重点措置実施地域において、知事の要請による営業時間短縮等に協力する事業主は、特例措置が実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用されます。

【お問合せ先】

・雇用調整助成金
職業対策課 （022-299-8063）

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
コールセンター （0120-221-276）

2. 就職氷河期世代の支援について

(1) 正社員就職を目指す方へ

◆就職氷河期世代支援コーナーのご案内

宮城労働局では、ハローワーク仙台に就職氷河期世代支援コーナーを開設し、専門スタッフによる担当者制の個別支援により、正社員就職を目指す方のサポートを行っています。

詳しくはこちら↓

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000772952.pdf>

(2) 事業主の方へ

◆特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃した事などにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象労働者を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して支給されるものです。

詳しくはこちら↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158169_00001.html

◆トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3か月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

詳しくはこちら↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/trial_koyou.html

【お問合せ先】

(1)について 職業安定課 (022-299-8061)

(2)について 職業対策課 (022-299-8063)

3. 9月は全国労働衛生週間の準備期間です。

10月の全国労働衛生週間を前に、9月1日から30日までを準備期間としています。

今年度のスローガンは、「向き合おう！ ところとからだの健康管理」です。

また、本年度は例年とは異なり、職場における新型コロナウイルス感染防止にも取り組んでいただく

よう、副スローガンを、「つらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」と定めています。

下記、当局ホームページもご覧いただき「令和3年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づく労働衛生活動の取組をお願いします。「Safe Work向上宣言」も是非ご活用ください。

また、9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。法令に基づく健康診断の実施とその結果に基づく医師の意見聴取等について徹底するため、労働基準監督署において、集中的、重点的に指導を行います。

なお、各事業場におかれましては、「新型コロナウイルス感染症の感染症拡大防止にも十分に御配慮いただきながらの取組をお願いします。

本週間 10月1日から10月7日

準備期間 9月1日から9月30日

●令和3年度全国労働衛生週間の実施について（実施要綱等）

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/3/20210816-roudouei-seiweek.html>

【お問合せ先】健康安全課(022-299-8839)

4. プラチナくるみん認定」企業として1社を認定しました！

宮城労働局では、次世代育成支援対策推進法に基づき1社（プラチナくるみん認定）を認定しました。

・認定企業

◆株式会社ドコモCS東北

（仙台市、情報通信事業）

「プラチナくるみん認定」は、従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業（子育てサポート企業）として、次世代育成支援のための行動計画を達成した企業のうち、男性の育児休業取得者が13%以上等さらに高い水準を満たした企業を認定する制度です。

認定企業の詳細など

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/120/124/12441.html>

【お問合せ先】

雇用環境・均等室 (022-299-8844)